



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 31 日(金)
第 8 6 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新 (763) (緑豊かな自然課) 2
	特定猟具使用禁止区域の指定 (764) (〃) 3
	消費生活に関する県民意識調査の実施 (765) (消費生活センター) 6
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業における換地計画の変更に係る部 分の縦覧 (766) (技術企画課) 7
	開発行為に関する工事の完了 (767) (西部総合事務所生活環境局) 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (768) (東部福祉保健事務所) 7
	指定介護予防サービス事業者の指定 (769) (〃) 8

告 示

鳥取県告示第763号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
道後山鳥獣保護区	島根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を東方に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、国道183号に至り、同国道を南方に進み、峠根橋で津久谷川に至り、同川を南方に進み、日野川地域森林計画区日南町424林班と425林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と424林班の境界に至り、同境界を東方に進み、422林班と423林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と若松鉾山跡との境界に至り、同境界を東方に進み、423林班内の林相境界に至り、同境界を東方に進み、414林班と417林班の境界に至り、同境界を北東に進み、414林班と415林班の境界に至り、同境界を北方に進み、若松川に至り、同川を南東に進み、出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、奥日野広域農道に至り、同農道を南東、北東及び南東に約3.7キロメートル進み、日南町豊栄字名谷山から字若杉を東西に横断する山道に至り、同山道を東方に進み、町道若杉線に至り、同町道を南方に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県阿哲郡神郷町に通じ	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 平成24年度の調査で、特定外来生物種のソウシチョウが確認された。県内地域で分布が拡大傾向であり、その対策を検討しつつ、監視を続ける。 加えてニホンジカが、少数であるが周辺地域で捕獲されている。全国的にニホンジカ被害が問題となっていることから、隣接県と情報共有を密にしつつ、ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等により生息状況を監視していく。 なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。

	<p>る三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		
<p>日南湖鳥獣保護区</p>	<p>日野郡日南町菅沢地内の国道180号と県道阿毘縁菅沢線の交点を起点とし、同所から国道180号を北東に進み、中原橋に至り、同橋を渡り、菅沢川左岸に至り、同川左岸を東方へ進み、日南町菅沢字菅沢山と同町菅沢字内井ヶ瀬川向山の境界に至り、同所から菅沢山尾根を南東、東方及び南東に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を南西、北方及び南西に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を北方に進み、町道印賀古市線に至り、同町道を東方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同県道を東方及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>奥日野県立自然公園が大部分を占めており、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場及び環境教育の場として活用を検討していく。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが県内で分布を拡大しており、また近隣の西伯郡南部町や島根県でアライグマが確認されていることから、外来鳥獣について、その対策を検討しながら、監視を続ける。</p>

鳥取県告示第764号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成25年鳥取県告示第780号（特定猟具使用禁止区域の指定について）の表中大平山特定猟具（銃器）使用禁止区域の項は、平成26年10月31日限り廃止する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
<p>上野特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥取国府線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との立体交差を起点とし、同所から同線を北東に進み、市道滝山開拓1号線に至り、同市道を南東及び北東に進み、大沢池の南西端に至り、同池の周囲を北方及び南方に進み、同池の南東端（市道滝山開拓1号線）に至り、同市道を南方に進み、市道岩倉開拓線に至り、同市道を南東に進み、平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市（以下「旧鳥取市」という。）と平成16年11月1日市町村合併前の国府町との境界に至り、同境界を西方に進み、市道宮下14号線に至り、同市道を南方に進み、市道宮下4号線に至り、同市道を西方に進み、市道宮下7号線に至り、同市道を北西に進み、市道宮下6号線に至り、同市道を北東に進み、市道奥谷1号線に至り、同市道を西方に進み、区画道路28号線に至り、同市道を西方に進み、市道立川甕山線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取国府線に至り、同県道を</p>	<p>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</p>

	北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	
千代川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市河原町釜口地内の国道53号と県道八日市釜口線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道鷹狩渡一本線に至り、同県道を西北西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を北方に進み、県道鷹狩渡一本線に至り、同県道を北方及び北東に進み、主要地方道鳥取河原線に至り、同地方道を北方に進み、平成16年11月1日市町村合併前の河原町と旧鳥取市との境界に至り、同境界を東方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を東北東に進み、千代川右岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道河原円通寺線に至り、同市道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を南西に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を西北西に進み、市道稲常德吉線に至り、同市道を南方に進み、主要地方道鳥取河原線に至り、同県道を西方に進み、国道53号に至り、同国道を南南西に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を南西及び南東に進み、市道高津原線に至り、同市道を南東に進み、国道53号に至り、同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	”
郡家船岡八東川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市河原町片山地内の市道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道29号に至り、同国道を南東に進み、平成17年3月31日町合併前の郡家町（以下「旧郡家町」という。）と八東町（以下「旧八東町」という。）との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、旧八東町と平成17年3月31日町合併前の船岡町（以下「旧船岡町」という。）との境界に至り、同境界を南西に進み、国道482号に至り、同国道を西北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西北西に進み、市道稲常德吉線に至り、同市道を北に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を北北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	”
八東川特定猟具（銃器）使用禁止区域	旧八東町と旧郡家町との境界と国道29号との交点を起点とし、同所から同国道を南東及び東方に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西及び西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、国道482号に至り、同国道を北西に進み、旧八東町と旧船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、旧八東町と旧郡家町との境界に至り、同境界を南東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	”
佐治川ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市佐治町尾際地内の市道尾際線と市道呑谷線との交点を起点とし、同所から市道呑谷線を南東に進み、国道482号に至り、同国道を南西に進み、市道中線に至り、同市道を北方に進み、遊歩道2号線に至り、同遊歩道を北方及び南東に進み、遊歩道1号線に至り、同遊歩道を南方に進み、山王滝遊歩道に至り、同遊歩道を南東及び東方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を北東に進み、佐治川ダム堤体に至り、同堤体から佐治川左岸を北東に進み、市道旅行村線に至り、同市道を南方に進み、市道尾際線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	”
新興特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市関金町堀地内の市道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、市道開拓線に至り、同市道を西方に進み、同市道の終点に至り、同所から北西に170メートル進み、高塚三角点に至り、同所から平成17年3月22日市町合併前の倉吉市と平成17年3月22日市町合併前の関金町との境界を東方に進み、市道森越7号線に至り、同市道を南方に進み、県営一般	”

	農道関金線に至り、同農道を南東に進み、市道森越 6 号線に至り、同市道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、同水路を西方に進み、市道七石ヶ平線に至り、同市道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
本庄堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字本庄地内の国道 9 号と林道向山本線との交点を起点とし、同林道を 900メートル南方に進み、山道に至り、同山道を北方に進み、国道 9 号に至り、同国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
玉津特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市倭文地内の市道倭文横枕線と大井手川との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み、市道倭文 1 号線に至り、同市道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、防谷堤の堤防の東端に至り、同所から北側と南側の防谷堤と山林との境界を南方及び北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から同堤防を東方に進み、農道に至り、同農道を北方に進み、市道玉津倭文 1 号線に至り、同市道を西方に進み、市道玉津 1 号線に至り、同市道を西方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤に通じる農道に至り、同農道を南方に進み、湯谷堤の堤防の西端に至り、同所から同堤の周辺を東方及び南方西方北方に進み、同堤の堤防の西端に至り、同所から湯谷堤に通じる農道を北方に進み、同農道と農道の交点に至り、同所から農道を 55メートル西方に進み、三叉路に至り、同所を北方に進み、市道玉津 1 号線に至り、同市道を北東に進み、市道倭文横枕線に至り、同市道を北西に進み、代後池の東端に至り、同所から池の周辺を南西及び北方に進み、同池の北西端に至り、同所から市道倭文横枕線を北西及び北方に進み、県道猪ノ子国安線に至り、同県道を東方に進み、大井手川に至り、同川を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
宮谷頭堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市国分寺地内の宮谷頭堤の湖面	〃
妻木晩田特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市淀江町福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第 1 広域農道に至り、同農道を南西、西方及び北方に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
浅山特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市尾高地内の市道尾高石田日下線と精進川左岸の交点を起点とし、同所から同川左岸を東方に進み、米子市と西伯郡大山町の境界へ至り、同境界を南方に進み、米子市尾高と米子市日下の境界に至り、同境界を東方に進み、袋川右岸に至り、同川右岸を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
彦名干拓地特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市内の彦名干拓地の湖岸線で囲まれた区域（米子水鳥公園区域西端と沖俎岩東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を起点とし、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み、同公園区域北端に至り、同所から同所と米子市彦名町字乗越川三 1952の南西端を結ぶ直線を北東に進み、湖岸線に至り、同線を南東、南西及び北西に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。）	〃
中海干拓地特定猟具（銃器）使用禁止区域	境港市内の中海干拓地の湖岸線で囲まれた区域	〃

小清水特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市大谷地内の小清水溜池の湖面	〃
池ノ谷特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市小鴨地内の池ノ谷溜池の湖面	〃
大平山特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道倉吉青谷線と倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界との交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、市道大平山線に至り、同市道を北方に進み、市道駅北通り線に至り、同市道を西方に進み、金毘羅院境内の西側境界線に至り、同境界線を北方に進み、長谷農道に通じる谷に至り、同谷を北方に進み、鳥取短期大学の用水池の南西端に至り、同用水池の西端境界線を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を北西に進み、市道福庭東福庭線に至り、同市道を南東及び南方に進み、同市道の終点に至り、同所から山林と耕地及び人家との境界を東方及び北方に進み、農道伏山線に至り、同農道を北北西に進み、市道福庭中央線に至り、同市道を西方へ進み、市道福庭 1 号線に至り、同市道を北東及び北西に進み、市道福庭 2 号線に至り、同市道を西方及び北方に進み、市道福庭 6 号線に至り、同市道を北方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を北東に進み、農道に至り、同農道を東方へ進み、倉吉市福庭と同市清谷の境界に至り、同境界を南方へ進み、日下農道に至り、同農道を南西、東方及び南方に進み、倉吉市と東伯郡湯梨浜町との境界に至り、同境界を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成26年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで

鳥取県告示第765号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
消費生活に関する県民意識調査
- 2 調査の目的
消費生活に関する県民の意識や実態を把握し、今後の消費者行政に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
平成26年4月2日現在で20歳以上の県内に在住する者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 消費生活相談窓口の認識
 - イ 消費者被害の状況
 - ウ 消費者問題への関心等
 - (2) その基準となる期日
調査票の記入日
- 5 報告を求める者

選挙人名簿から無作為に抽出した3,000人

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成26年10月31日から同年11月18日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表

鳥取県告示第766号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第97条第3項において準用する同法第88条第2項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業における換地計画の変更に係る部分を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧期間 平成26年10月31日から11月14日まで

2 縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部技術企画課
米子市加茂町一丁目1 米子市建設部都市計画課

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

鳥取県告示第767号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年10月31日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 開発許可の年月日及び番号

平成26年10月22日 鳥取県指令第201400115605号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津2467

小澤 康弘

鳥取県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社いなば仁風会	デイサービスドンドロ家	鳥取市行徳一丁目 316-3	平成26年10月10日	通所介護
あしかわ合同会社	面影デイサービス	鳥取市面影一丁目 367-6	平成26年10月21日	〃

鳥取県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社いなば仁風会	デイサービスドンドロ家	鳥取市行徳一丁目 316-3	平成26年10月10日	介護予防通所介護
あしかわ合同会社	面影デイサービス	鳥取市面影一丁目 367-6	平成26年10月21日	〃